

質問にお答えします

健康診断実施後の会社の対応

常時50人以上の社員を

（労働安全衛生法第66条第5項）、二次健康診断については受診を義務づけるための法令上の根拠がありません。しかし、社員に何らかの異常所見があることを知りながら、通常どおり業務を行わせた結果、その社員が倒れたり亡くなったりした場合に、会社は「安全配慮義務」違反を問われ、損害賠償請求されることもあります。

2、健康診断結果の記録及び健康診断結果の通知

定期健康診断等を行ったときは、健康診断個人票を作成し、これを原則として5年間保存しておく必要があります。また、健康診断を受けた社員に対し、遅滞なく、当該健康診断結果を通知しなければなりません。

3、医師等からの意見聴取、健康診断実施後の措置

会社には、定期健康診断受診後に次の事項が義務付けられています。

健康診断結果に基づき、医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは、就業場所の変更、配置転換、深夜勤務日数の回数減など必要な措置を

講じる必要があります。事後措置の適切かつ有効な実施が行われるように「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（改正平成27・11・30健康診断結果措置指針公示第8号）が示されています。また、脂質異常、高血圧等の項目に異常所見のある人については、過労死等のリスクが高いということで、厚生労働省は有所見率を下げることを重点施策としています。

近年、企業が従業員の健康管理を経営課題として捉え、健康保持・増進に向けた活動に積極的に取り組む「健康経営」の考え方が広まりつつあります。従業員の健康は安全衛生にかかわるリスク管理だけでなく、労働生産性の向上や組織の活性化、優秀な人材の確保などを通じた企業価値の向上が期待されるからです。

また、健康な従業員が増えれば、従業員の家族の幸福につながります。職場の一人ひとりと職場全体が健康に関心を持つことが大事ではないでしょうか。

問 我社は、高齢者の占める割合も高く、健康診断の結果は有所見者が5割を超えております。その中で二次健康診断の通知が来た社員のうち数名が、「元氣だから……」「忙しいから……」と二次健康診断を受けてくれません。会社はどのように対応したらよいのでしょうか？

答 定期健康診断については、労働安全衛生法に基づき社員に受診を強制することができませんが、

屋内作業も
熱中症に注意!